

北海道土地改良事業団体連合会事業管理部長  
北海道土地開発公社総務部総務経理課長  
地方独立行政法人北海道立総合研究機構  
農業研究本部長  
公益財団法人北海道農業公社農村施設部長  
(一社)北海道農業建設協会会長  
(一社)北海道農業土木測量設計協会会長

様

北海道農政部農村振興局事業調整課長

「令和7年工事設計労務単価の適用に係る特例措置」に関する事務手続に  
について

令和7年工事設計労務単価については、「令和7年工事設計労務単価の適用に係る特  
例措置について」(令和7年(2025年)2月21日付事調第1217号農政部長通知)によ  
り通知したところですが、次のとおり事務手続を定めたので、お知らせします。

#### 記

##### 1 請負代金額の変更請求に係る事務手続手順

- (1) 支出負担行為担当者は、受注者に対し本特例措置を講じることとしたこと及び請  
求方法等について別記第1号様式により通知するとともに工事監督員にその旨  
を別記第2号様式により通知する。
- (2) 受注者は、本特例措置を適用し請負代金額変更請求を行う場合は、請負代金  
額変更請求書(別記第3号様式)により工事監督員を経由して支出負担行為担  
当者に提出する。
- (3) 工事監督員は、請負代金額変更請求書の提出があった場合は支出負担行為担  
当者に別記第4号様式により進達するとともに、請負代金の変更額について算  
出し、別記第5号様式により上申する。

- (4) 支出負担行為担当者は、(3)の上申があった場合は、請負代金額の変更について建設工事事務取扱標準様式(昭和48年4月2日付け局総第151号副出納長通達「建設工事事務取扱標準様式の設定について」。以下「標準様式」という。)第54号様式により決定し、受注者に対して標準様式第55号様式により請負代金額の変更について協議するとともに、工事監督員にその旨を標準様式第56号様式により通知する。
- (5) 受注者は、(4)の協議に係る請負代金額の変更について承諾する場合は、変更契約書(標準様式第39号様式)に記名押印し、工事監督員を経由し支出負担行為担当者へ提出する。

## 2 事務手続フロー

別紙「令和7年工事設計労務単価の適用に係る特例措置事務手続フロー」による。

調整係

TEL 011-231-4111 (27-163)

設計積算係

TEL 011-231-4111 (27-183)